

鏡野町防災士資格取得補助金交付要綱

平成31年3月7日

告示第26号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域防災の担い手の育成を促進し、もって地域防災力の向上を図るため、防災士の資格を取得しようとする者に対し、予算の範囲内で防災士資格取得補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金の交付に関しては、鏡野町補助金等交付規則（平成17年鏡野町規則第47号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「防災士機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。
- (2) 自主防災組織 鏡野町自主防災組織認定要綱（平成18年鏡野町訓令第64号）の規定によるものをいう。
- (3) 消防団 鏡野町消防団のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 防災士研修講座を受講し、防災士の資格を取得しようとする者
- (2) 防災士の資格取得後、自主防災組織又は町内自治会（以下「自主防災組織等」という。）又は消防団に所属し、活動に参加する意思のある者
- (3) 防災士の資格取得後、町、自主防災組織等及び消防団と連携し、地域防災活動及び啓発活動を行う意思のある者
- (4) 防災士の資格取得に関し他の助成制度による財政的支援を受けていない者又は受ける予定でない者
- (5) 交付申請を行う年度内に防災士機構による防災士認証登録を受けることができる者
- (6) 自らが属する自主防災組織等の代表者又は消防団長から防災士資格取得に対

する推薦を得た者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災士機構が認証した研修機関による研修講座の受講料
- (2) 防災士認証登録に必要な教本の購入費
- (3) 防災士資格取得試験受験料
- (4) 防災士認証登録料

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条に定める補助の対象となる経費の合計額とし、その限度額は、1人当たり62,000円とする。

2 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、鏡野町防災士資格取得補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 自主防災組織等の代表者又は消防団長からの推薦書
- (2) 研修講座の受講を証する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 補助対象者が18歳未満の場合は、その保護者(親権を行う者又は未成年後見人という。以下同じ。)が交付申請するものとする。

(交付決定等)

第7条 町長は前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定し、その旨を鏡野町防災士資格取得補助金交付決定通知書(様式第2号)又は鏡野町防災士資格取得補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、補助金交付申請者に通知するものとする。

2 前条第2項に該当する場合において、当該保護者が補助金の交付決定を受けたときは、当該補助対象者に対し補助金の交付決定があったものとみなす。

(変更等の承認)

第8条 補助金交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金交付決定通知を受けた後において、補助金交付申請の内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、鏡野町防災士資格取得補助金変更承認申請書(様式第4号)

を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、防災士資格の取得が完了したときは、その日から起算して30日以内又は補助金交付決定年度の末日のいずれか早い日までに、鏡野町防災士資格取得補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 防災士認証状及び防災士証の写し
- (2) 第4条各号に掲げる費用の支払を証明する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容の審査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、鏡野町防災士資格取得補助金額の確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、鏡野町防災士資格取得補助金請求書(様式第7号)により町長に請求するものとする。

(決定の取消し)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) その他補助金の使途が不相当と認められるとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(活動努力)

第14条 この告示により補助金の交付を受けて防災士の資格を取得した者は、研修講座等において取得した防災に関する知識及び技術の活用並びに防災士としての資質

向上に努めなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

【様式ファイルあり】

様式第2号（第7条関係）

鏡野町防災士資格取得補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

鏡野町長



年 月 日付で交付申請のあった 年度鏡野町防災士資格取得補助金については、鏡野町防災士資格取得補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) 鏡野町補助金等交付規則の規定等を遵守すること。
- (2) 日本防災士機構による防災士認証登録を受けること。

様式第3号（第7条関係）

鏡野町防災士資格取得補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

鏡野町長



年 月 日付で交付申請のあった 年度鏡野町防災士資格取得補助金については、鏡野町防災士資格取得補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり不交付決定をしたので通知します。

不交付の理由

様式第4号（第8条関係）

鏡野町防災士資格取得補助金変更承認申請書

年 月 日

鏡野町長 様

申請者

住 所

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知にあった 年度
鏡野町防災士資格取得補助金事業を次のとおり変更したいので、鏡野町防災士資格取得補助
金交付要綱第8条の規定により、承認を申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類

【様式ファイルあり】

様式第6号（第10条関係）

鏡野町防災士資格取得補助金額の確定通知書

第 号
年 月 日

様

鏡野町長



年 月 日付け 第 号で補助金等の交付の決定を通知
した 年度鏡野町防災士資格取得補助金の額を 円に確定したの
で、鏡野町防災士資格取得補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

様式第7号(第11条関係)

鏡野町防災士資格取得補助金請求書

年 月 日

鏡野町長 様

住 所

氏 名

㊤

電 話

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった鏡野町防災士資格取得補助金について、鏡野町防災士資格取得補助金交付要綱第11条の規定に基づき請求します。

補助金請求額 金 円

補助金支払口座

金融機関名	
銀 行	本店
金 庫	支店
農 協	支所
口座名義人	口座番号
フリガナ	普通・当座

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)

様式第 6 号 (第 1 0 条関係)

様式第 7 号 (第 1 1 条関係)